第3号様式(第6条第1項関係)

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年5月23日

会議結果報告書(行政経営戦略会議)

1	日時及	び場所
1	ᆸᄪᅻᄶ	(ハックカ アリ

2 出席者

学校教育課 吉田参事、奥村主査

3 件名

白井市就学援助費(新入学学用品費等)の支給単価の見直しについて

- 4 会議結果
 - 案のとおり決定する。
 - □ 一部修正の上、決定する。
 - □ 継続して検討する。
 - □ 案を否決する。
 - □ 報告を了承する。
- 5 会議内容
- ・補正予算については平成28年度予算で3月に執行した平成29年度新入学生の分についても対象とするのか。
- →前倒しで平成28年度に執行した分も含めて、平成29年度新入学生分と平成30年度新入学生分を対象に補正する。
- ・規則、要綱の改正については、平成29年4月1日からの適用とするのか。
- →平成29年度の新入学生からの適用とする。
- ・国庫補助金の対象についてはどのようになっているのか。
- →就学援助の国庫補助は、要保護については、国庫補助対象ではあるが、生活保護費で支給されるので、就学援助費では支給しない。準要保護については、平成17年度から 三位一体の改革により、廃止され、市の単独事業となっている。

また、交付税措置の対象とはなっているが、今回の増額分も対象とされるのかは示されていない。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名(教育部 学校教育課)

1 件名

- ・白井市就学援助費(新入学学用品費等)の支給単価の見直しについて
- 2 目的
- ・国の補助基準の見直しにより、要保護児童生徒援助費国庫補助金のうち、「新入学児童生徒学用品費等」の補助単価が増額になったことから、国の補助単価に準じ、市の就学援助費の支給単価を増額する。
- 3 効果
- ・新入学時にかかる保護者の経済的な負担を軽減する。
- 4 現状と課題

【現状】

- ・白井市就学援助費(新入学学用品費等)の支給単価については、国庫補助単価に準じている。
- · 白井市就学援助費(新入学学用品費等)支給単価

	小学校	中学校
支給単価 (現行)	20,470円	23,550円
支給単価(国の見直し額)	40,600円	47,400円
差額	20,130円	23,850円

・平成29年度の就学援助認定者数(平成29年5月10日現在)

	小学校	中学校	計
要保護	3名	1名	4名
準要保護	206名	121名	327名
計	209名	122名	331名

・平成29年度新入学生の就学援助認定者数(平成29年5月10日現在)

	小学校	中学校	計
要保護	0名	0名	0名
準要保護	40名	50名	90名
計	40名	5 0 名	90名

【課題】

- ・殆どの市町が国庫補助単価に準じて支給しており、近隣市町の動向を踏まえて改定する。
- ・白井市においては、H29年度から「新入学学用品費等」を入学前に前倒しで支給している為、前倒し支給分を含めたH29年度新入学生分とH30年度新入学生分を補正する。
- ・前倒し支給分については補正予算成立後に増額分を遡及して支給する。

5 対応

・国の補助基準の見直しにより、要保護児童生徒援助費国庫補助金のうち、「新入学児童生徒学用品費等」の補助単価が増額になったことから、国の補助単価に準じ、平成29年度の新入学生より、市の就学援助費の支給単価を次のとおり増額する。

小学校 20,470円から40,600円に改める。

中学校 23,550円から47,400円に改める。

6 スケジュール

H29年5月 教育委員会議において、就学援助費支給規則の改正案及び補正予算案の承認

H29年6月 支給単価増額による不足する額について6月議会で補正予算を提案

H29年7月 補正予算議決後、就学援助費支給規則を改正し、増額分を支給する。

7 その他

・今回の改正については、要保護児童生徒援助費国庫補助金の見直しについて国及び県から の通知に基づき行うもの。

千葉県教育委員会教育長通知(平成29年4月3日付教財第21号) 文部科学省初等中等教育局長通知(平成29年3月31日付28文科初第1707号)

8 関連情報

関係法令等	学校教育法
関係課	なし
予算措置	一般会計
	〔9款2項2目20節扶助費(小学校費)〕
	当初予算額 14,533,000円
	補正額 1,837,000円
	補正後予算額 16,370,00円
	〔9款3項2目20節扶助費(中学校費)〕
	当初予算額 13,773,000円
	補正額 2,285,000円
	補正後予算額 16,058,000円